ほごしゃ みなさま 保護者の皆様へ

はこはまし せいしょうねんきょくほいく きょういくうんえいかちょう 横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

いんがた かんせんしょう かんじゃ たい りょうようきかんとう みなお ともな 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しに伴う 保育所等への登園判断の考え方について

ひごろ ほんし ほいく きょういくぎょうせい ごきょうりょく 日頃より本市の保育・教育行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

9月7日付で、新型コロナウイルス感染症の陽性者の療養期間について、症状があった場合は、発症日の翌日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から りょうようかいじょ療養解除することができることとされました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の陽性者となった子どもの療養期間終了後の ほいくじょとう 保育所等への登園にかかる取扱いについては、次のとおりとなりますのでご確認ください。な がたになった。 なのとおりとなりますのでご確認ください。な お、濃厚接触者の待機期間に関しては、従来と変更ありません。

- 1 陽性者となった子どもの保育所等への登園にかかる療養期間の取扱いについて
  - (1) 症状 (発熱・倦怠感・咳等) があった場合
    - ・整症日(初めに発熱など症状が出た日)の翌日から7日間、かつ症状軽快後(解熱剤の服用や37.5℃以上の発熱等の症状がないこと等)24時間経過するまでが療養期間となり、8日目から登園することが可能です。ただし、症状が継続している場合や体調に

不安がある場合などには、登園を控えてください。なお、最大10日目までは、連続して ほいくじょとう やす にっすう おう りょうりょう ひ か おこな 保育所等を休んだ日数に応じて利用料の日割りを行います。

- ・発症日の翌日から10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動が必要とされていますが、マスクの着用については、引き続き、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離に関わらず、一律には求めません。
- ・10日間が経過するまでにおける感染予防行動として、施設では、こまめな手洗い、消毒な がかれた。 10日間が経過するまでにおける感染予防行動として、施設では、こまめな手洗い、消毒な があれた。 10日間が経過するまでにおける感染予防行動として、施設では、こまめな手洗い、消毒な があれた。 10日間が経過するまでにおける感染予防行動として、施設では、こまめな手洗い、消毒な どの基本的対策の徹底、効果的な換気を継続して実施します。
- ・保育所等は、子どもたちが集団で生活する場であり、感染が広がりやすい施設の特性があります。保育所等では、日々感染対策の徹底に努めていますが、施設内の感染対策には、 「はこしゃの神なさま」できょうりょくが、かかせません。ご家庭でも、お子様の体調の変化に留意していたとき、普段と異なる様子が見られる場合には、登園を控えるなど、御協力をお願いします。。

## (2)療養中、一度も症状が出なかった場合

- ・検体採取日(検査を受けた日)の翌日から7日間が療養期間です。8日目から登園するこ
  かのう
  とが可能です。

## 2 利用料の日割りの対象期間について

症状が出た場合は、発症日の翌日から10日目までは自主的な感染予防行動の徹底をお願い していることから、最大10日目までは、連続して保育所等を休んだ日数に応じて利用料の日割り

この取扱いの起算日は、9月7日とします。

## 3 その他

の つづ ほいくじょとう かんせんしょうたいさく ごきょうりょく ねが 引き続き、保育所等における感染症対策に御協力をお願いいたします。

【担当】(施設で新型コロナウイルスが発生した場合の対応) こども青少年高 保育・教育運営課 671-3564 (利用料の自割りにかかる運用について) こども青少年高 保育・教育認定課 671-0255